

**君津市清和地域活性化センター
交流スペース使用者募集要項**

**令和8年4月
君津市**

1 君津市清和地域活性化センターの交流スペースについて

清和地域の関係人口の創出及び拡大並びに地域活性化に資するため、君津市清和地域活性化センターに設置している有料のスペースです。

2 施設の概要

(1) 建物

清和地域拠点複合施設（以下、拠点複合施設という。）の中に、君津市清和地域活性化センターがあります。

拠点複合施設は、君津市清和地域活性化センターのほかに、清和地域市民センター、清和公民館、清和こども園が設置されており、概要は以下のとおりです。

項目	内容	備考
所在地	君津市西栗倉36番地	
建築年月	昭和62年3月	新耐震基準建物
構造・階層	鉄筋コンクリート造・3階建	当スペースは1階に所在。
延床面積	1,964.53㎡	
避難所の指定	指定避難所	

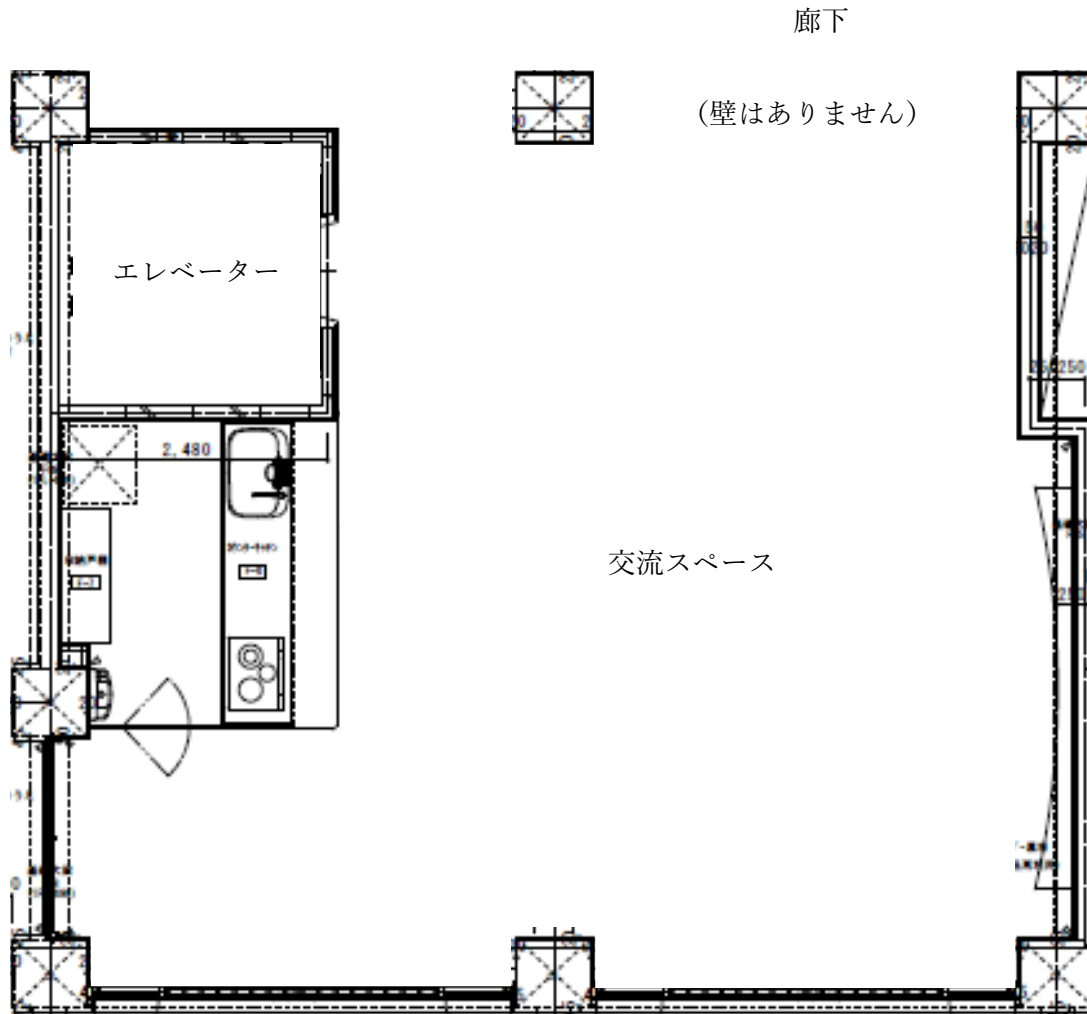
(2) 交流スペース

ア 使用時間 午前9時から午後10時まで（日曜日は午後5時まで）

※令和8年10月1日～は、午前9時から午後5時まで

イ 休館日 祝日及び年末年始（12月28日から翌年の1月4日まで）

ウ 概要 拠点複合施設1階のオープンスペースです。エレベーターホールを兼ねたスペースであるため、使用できる面積は、34㎡（スペース全体の約2分の1）です。使用範囲については、利用者決定後、市と協議により決定します。



(4) 設備等の状況

ア 電気

電気は施設全体で契約しているため、個別契約の必要はありません。
電気代は、月額使用料金に含まれています。

イ ガス

ガスは使用できません。

ウ 水道

水道はキッチンスペースで利用できます。トイレは共有です。
水道代は、月額使用料金に含まれています。

エ 空調

空調設備を備えております。

オ 設備

キッチンスペースにIHコンロ、シンク（1槽）を設置しています。ただし、レンジフードを設置していないため、においや煙が充満するような調理や油を使った調理はできません。

カ インターネット

レジシステム等の利用を想定して、ネットワークケーブルの引き込みが可能な配管を設置してあります。引込工事等は使用者の負担により行っていただきます。

キ 防犯・安全管理

交流スペースはエレベーターホールを兼ねたスペースであり、壁で四方を囲まれた施錠できる部屋ではないため、使用を許可されたエリアの防犯、安全管理は使用者の責務で行っていただきます。

ク 更衣室

2階の更衣室を使用することができますが、更衣室は他の利用者と共有です。利用方法については市と協議するものとします。

3 使用形態

(1) 使用期間

時間単位・日単位・月単位で使用できます。

(2) 使用用途

物販・軽飲食の提供、イベントの開催

(3) 原状回復義務

当スペースの使用終了後は、使用者の負担により、施設を原状に回復した上で、市に返還してください。

4 使用料

(1) 使用料

使用料は、使用する当日（月単位で使用する場合は、使用の初日）に支払ってください。

室名	使用料
交流スペース	1時間につき150円

※使用料には共益費及び光熱水費を含みます。

(2) その他の費用

ア 交流スペースの共益費及び光熱水費以外の電話・インターネット等の通信料その他の費用は全て使用者の負担とします。

イ 物販及び軽飲食の提供を行う場合、必要な手続き等は

すべて使用者が行い、これに係る費用も使用者が負担するものとします。

ウ 発生したゴミ（可燃物、不燃物、ビン、缶、その他）は使用者が責任を持って管理し、処分するものとします。

エ 使用者の責に帰すべき事由によって修繕等が必要になった場合、修繕に係る費用は当該使用者の負担とします。

5 使用者の募集及び選考

(1) 応募資格要件

次に掲げる資格を満たす法人その他の団体及び事業を営む個人（以下団体等とよぶ。）。

ア 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。

イ 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続を行っていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

オ 直近3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 除外する事業

次のいずれかに該当する事業に使用することはできません。

ア 使用により公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業

イ 使用により地域活性化センターの施設等を損傷するおそれがあると認められる事業

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となる事業。

エ 上記のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる事業。

(3) 提出書類

① 君津市清和地域活性化センター使用許可申請書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 飲食の提供を行う場合は、必要な許可書と誓約書（様式第3号）

※その他、市が審査に必要な書類を求めることがあります。

※許可内容に変更があった場合は、都度最新の書類を提出してください。

※複数の団体等で共同使用することを希望する場合は、①について連名とした上で、②以降の書類は全ての団体等の分をご提出ください。

(4) 提出部数

- ・ 正本 1部（原本）

(5) 提出期間

- ア 時間単位・日単位で使用する場合
使用する日の3か月前の月の初日から1週間前まで
- イ 月単位で使用する場合
使用する日の6か月前の月の初日から4か月前の月の末日まで

(6) 提出先

- ア 提出方法 持参又は郵送
- イ 提出先 「7 書類提出先及び問合せ先」のとおり
- ウ 提出にかかる注意点
 - (ア) 持参の場合の受付時間は、土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までとします。
 - (イ) 郵送の場合は、提出期間内の必着とします。

(7) 使用者選考

(1) 書類審査

①審査内容

提出書類により参加資格の確認を行い、要件を満たしている者を審査通過とします。

②疑義照会

提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて疑義事項の照会を行う場合があります。

③結果通知

参加申込者に対し、個別に通知します。

(8) その他

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 書類の作成、提出にかかる費用は応募者の負担とします。
- ウ 提出書類は必要に応じて複写することがあります。

6 遵守事項

君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例及び君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則に定める事項。

7 書類提出先及び問合せ先

君津市役所 市民生活部清和地域市民センター
〒292-1168 千葉県君津市西栗倉36番地
電話：0439-29-7537 / FAX：0439-29-7538
メールアドレス：seiwa-g@city.kimitsu.lg.jp